

春日井市消防職員の昇任試験に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市消防職員の昇任に関する規則（昭和56年春日井市規則第20号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、消防職員の昇任試験について必要な事項を定めるものとする。

(消防職員の昇任)

第2条 消防職員の消防士長又は消防司令補への昇任は、昇任試験によるものとする。ただし、消防長が特に必要と認める場合を除く。

2 昇任試験に合格した者は、翌年度以降の昇任資格を得た者として取り扱う。

(消防職員昇任試験委員会)

第3条 昇任試験を行うため、消防本部に消防職員昇任試験委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、消防職員の昇任に関する次の事項を処理する。

- (1) 昇任試験の実施に関すること。
- (2) 試験問題の作成に関すること。
- (3) 試験答案の採点に関すること。
- (4) 昇任の審査に関すること。

(委員会の組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、消防長をもって充てる。

3 委員は、副消防長、消防署長、消防総務課長、消防救急課長及び予防課長とする。

4 委員会は、必要があると認めるときは、人事課の職員の出席を求め、その説明及び意見を聞くことができる。

(委員会の事務局)

第5条 委員会の事務局は、消防総務課に置く。

(昇任試験の方法)

第6条 昇任試験は、筆記試験によるほか、必要に応じ次の方法による試験を併せて行う。

- (1) 論文試験
- (2) 面接試験
- (3) 実科訓練
- (4) 前3号に掲げる方法のほか、委員会が必要と認める方法

(昇任試験の科目)

第7条 昇任試験の筆記試験は、次に掲げる科目について行うものとする。ただし、消防長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 関係法規
- (2) 社会常識
- (3) 警防一般
- (4) 予防一般

(昇任試験の受験資格)

第8条 昇任試験を受ける資格を有する者は、別表の左欄に掲げる階級について、それぞれ同表の右欄に定める在職年数(同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。以下同じ。)にある者とする。

2 前項に規定する在職年数の期間の算定については、次のとおりとする。

(1) 春日井市消防職員としての在職年数が2年を超えた者のうち、採用以前に他市等で消防職員として勤務した実績のある者については、その期間を加えるものとする。

(2) 次の期間については、在職年数から除くものとする。

- ア 停職期間
- イ 休職期間
- ウ 育児休業期間
- エ 自己啓発等休業期間

(欠格事項)

第9条 昇任試験を受ける資格を有する者が、試験が行われる年度又はその前年度に懲戒処分を受けた場合は、当該試験を受けることができない。

(昇任試験合格者名簿)

第10条 委員会は、昇任試験に合格した者の昇任試験合格者名簿を作成し、職員を昇任させる場合は、これに登載されている者の中から昇任させるものとする。

(合格発表)

第11条 昇任試験に合格した者は、昇任試験合格者名簿(第1号様式)により発表するものとする。

(合格の取り消し)

第12条 委員会は、昇任試験の合格者がその昇任前に次のいずれかに該当することとなったときは、その合格を取り消すことができる。

- (1) 昇任試験の受験に関し、不正の行為があったことが判明したとき。
- (2) 懲戒処分を受けた場合で、昇任させることが適当でないと認められるとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、消防長が適当でないと認めるとき。

2 前項の規定によりその合格を取り消された者は、翌年度の昇任試験を受験することはできない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

階級	在職年数	
消防士長昇任試験	高校卒	在職8年以上の者
	短大卒	在職6年以上の者
	大学卒	在職4年以上の者
消防司令補昇任試験	消防士長として5年以上在職した者	

- 備考 1 学歴については、春日井市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和61年春日井市規則第3号）を準用する。
- 2 在職年数は、採用又は昇任した日の属する月から起算する。
- 3 当市採用以前に、他市等で消防職員として勤務した実績のある者については、その在職年数の2分の1を加算する。

